

母子父子寡婦福祉資金貸付制度の御案内

母子父子寡婦福祉資金貸付制度とは

ひとり親家庭のお母さん、お父さん及び寡婦の方の経済的自立や、扶養しているお子さんの福祉増進のために必要な資金をお貸しする制度です。

貸付けを申請できる方は

- 1 母子家庭の母、父子家庭の父
20歳未満のお子さんを扶養している方で、
 - (1) 配偶者が死亡又は配偶者と離婚し、現に結婚していない方
 - (2) 配偶者の生死が不明、又は配偶者から1年以上遺棄されている方
 - (3) 配偶者が外国にいるため、その扶養を受けることができない方
 - (4) 配偶者が精神又は身体の障害により長期にわたって働けない方
 - (5) 配偶者が法令により拘禁されているため、その扶養を受けることができない方
 - (6) 婚姻によらないで母または父となり、現に結婚していない方
- 2 父母のない、20歳未満の児童
- 3 寡婦（一部所得制限があります。）
かつて母子家庭の母であった方で、現在も上記1（1）～（6）のいずれかに該当する方
- 4 離婚等で配偶者のない40歳以上の女性であって、1又は3以外の女性
（子の成人後に離婚等をした方、子をもったことがなく離婚等をした方 など）
*一部所得制限があります。
- 5 1及び3に該当する母の子、1に該当する父の子
（修学資金・就学支度資金・修業資金・就職支度資金のみ）
*母または父を借受人とする通常の貸付けの申請が困難であり、かつ母または父が連帯保証人としての要件（収入、資産等）を満たしている場合に限りです。

所得制限について

- 3または4に該当し、現在子を扶養していない方
前年の所得額（1月1日から5月31日までに申請する場合は前々年の所得）が、
2,036,000円以下の方が対象です。

川口市母子父子寡婦福祉資金貸付制度一覧

注：子→ひとり親が扶養する20歳以上の子

資金の内容	貸付対象	申請者	貸付限度額（円）	貸付期間	据置期間	償還期間	利率/年
就学支度 子どもの入学、又は修業施設への入所に必要な入学金、被服等を購入するための費用等（入学する月の末日まで申請可能）	児童子*	母・父 寡婦 児童子*	小学校（所得税が非課税の方） 64,300 中学校（所得税が非課税の方） 81,000 専修学校（一般）、国公立高等学校、 専修学校（高等課程） 自宅通学 150,000 自宅外通学 160,000 私立高等学校、専修学校高等課程等 自宅通学 410,000 自宅外通学 420,000 国公立大学、短期大学、専修学校専門課程等 自宅通学 410,000 自宅外通学 420,000 私立大学、短期大学、専修学校専門課程等 自宅通学 580,000 自宅外通学 590,000 国公立大学院 380,000 私立大学院 590,000 修業施設（中学卒）自宅通学 150,000 修業施設（高校卒）自宅通学 272,000	—	卒業後 6か月	20年以内 *専修学校（一般）及び修業施設は5年以内	無利子
修学 子どもが高等学校、大学等で学ぶための授業料、書籍代等	児童子*	母・父 寡婦 児童子*	別表のとおり	修学期間中	卒業後 6か月	別表のとおり	無利子
修業 子どもが起業又は就職するために必要な知識等を得得するための資金	児童子*	母・父 寡婦 児童子*	・月額 68,000 ・高校在学中に、就職のため自動車運転免許を取得することが必要である場合 460,000	知識技能 習得期間中 5年以内	知識技能 習得後 1年	20年以内	無利子
技能習得 自ら事業を開始、又は就職するために必要な知識・技能を得得するための資金	母・父 寡婦	母・父 寡婦	・月額（特別分） 68,000 ・数月分をあわせて貸付けを受ける場合（12月分相当額） 816,000 ・自動車運転免許を取得する場合 460,000	知識技能 習得期間中 5年以内	知識技能 習得後 1年	20年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
就職支度 就職に際して必要な被服等を購入するための資金（子の就職の必要経費は一律無利子）	母・父 寡婦 児童子*	母・父 寡婦 児童子*	・通常の場合 100,000 ・自動車を購入する場合 330,000 *通常分+自動車購入分（100,000+230,000）	—	1年	6年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
医療介護 (医療分) 医療費の自己負担分、通院に要する交通費等ただし治療期間1年以内 (介護分) 介護を受けるのに必要な資金ただし、介護期間1年以内	母・父 寡婦 児童子	母・父 寡婦	(医療分) ・通常の場合 340,000 ・所得税が非課税である場合 480,000 (介護分) 500,000	—	医療介護 期間満了 後6か月	5年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
生活 ①技能習得期間 ②医療もしくは介護を受けている間 ③失業期間中（離職をしてから1年未満） ④ひとり親家庭になって7年未満 上記を超えない期間の生活を安定・維持するのに必要な資金	母・父 寡婦 *④寡婦対象外	母・父 寡婦	①技能習得分 月額 141,000 ①以外 月額 105,000 ・生計中心者でない場合 月額 70,000 ・現に扶養する子のない寡婦等 月額 70,000 *ひとり親となって7年未満の母、父 総額 2,520,000 養育費取得の裁判費用の場合（一括貸付）（12月分相当額） 1,236,000	①技能習得期間中5年以内 ②医療介護を受けている期間中1年以内 ③失業した日から1年以内 ④ひとり親家庭となって7年以内	技能習得期間満了後6か月 医療介護期間満了後6か月 貸付期間満了後 6か月	20年以内 5年以内 5年以内 8年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
転宅 住宅の移転に際して必要な敷金、運送費等の資金	母・父 寡婦	母・父 寡婦	260,000	—	6か月	3年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
住宅 住宅を建設、購入、保全、改築、増築するのに必要な資金	母・父 寡婦	母・父 寡婦	・通常の場合 1,500,000 ・災害等により住宅が全壊した場合等 2,000,000	—	6か月	6年以内 7年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
結婚 子どもの結婚に必要な資金	児童子*	母・父 寡婦	300,000	—	6か月	5年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
事業開始 事業を開始するのに必要な設備費及び什器・機械等を購入するための資金	母・父 寡婦 団体	母・父 寡婦 団体	2,930,000 ・複数の母子家庭の母（父子家庭の父）が共同起業する場合に、その複数の母（父）への貸付合計額 4,410,000	—	1年	7年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%
事業継続 現在営んでいる事業に必要な商品・材料等を購入するなど、事業を継続するために必要な資金	母・父 寡婦 団体	母・父 寡婦 団体	1,470,000	—	6か月	7年以内	連帯保証人 有 無利子 無 1%

※貸付額、償還期間は、面談、審査の上、決定します。

修学資金貸付限度額(月額)

卒業までの間、修学に必要な経費を限度額(月額)の範囲内でお貸しします。

なお、貸付月額は在学中でも変更することができます。

日本学生支援機構からの奨学金の貸与を受ける場合は、当該貸付月額と、修学資金貸付限度額との差額を限度として、貸付けを受けることができます。(例：私立大学(自宅通学)で、学生支援機構から月額50,000円の貸与を受ける場合、修学資金貸付月額は58,500円以内)

(単位：円)

			1年	2年	3年	4年	5年	償還期間
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000	27,000	27,000			20年以内
		自宅外通学	34,500	34,500	34,500			
	私立	自宅通学	45,000	45,000	45,000			
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500			
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500	31,500	31,500	67,500	67,500	
		自宅外通学	33,750	33,750	33,750	76,500	76,500	
	私立	自宅通学	48,000	48,000	48,000	98,500	98,500	
		自宅外通学	52,500	52,500	52,500	115,000	115,000	
専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500	67,500				
		自宅外通学	78,000	78,000				
	私立	自宅通学	89,000	89,000				
		自宅外通学	126,500	126,500				
短期大学	国公立	自宅通学	67,500	67,500				
		自宅外通学	96,500	96,500				
	私立	自宅通学	93,500	93,500				
		自宅外通学	131,000	131,000				
大学	国公立	自宅通学	71,000	71,000	71,000	71,000		
		自宅外通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
	私立	自宅通学	108,500	108,500	108,500	108,500		
		自宅外通学	146,000	146,000	146,000	146,000		
大学院	修士課程		132,000	132,000				
	博士課程		183,000	183,000	183,000			
専修学校(一般課程)			49,500	49,500	5年以内			

※前年所得が682万円を越える場合は上記の内容と異なります。

※対象は学校教育法に規定する学校に限ります。

※貸付額、償還期間は、面談、審査の上、決定します。

貸付けの申請に当たって ※申請からお支払いまでにおおむね1か月半～2か月かかります。

- 申請前に母子・父子自立支援員との事前面談が必要です。電話でご予約の上、ご来庁ください。事前面談の後、申請書を提出していただきます。
- 申請書には、以下の書類を添付してください(⑥は連帯保証人を立てた場合のみ)。証明は、申請時点で発行できる最新のものをご用意ください。
 - マイナンバーカード(または通知カードと運転免許証等本人確認ができるもの)
 - 戸籍謄本(家族全員のもの。おおむね3か月以内に発行されたもの【原本】)
 - 課税(非課税)証明書(所得、扶養人数、控除内容のわかるもの。市町村長の発行したもの【原本】)
 - 納税証明書(非課税の方を除く【原本】)
 - 銀行通帳の写し(名義、口座番号が確認できるもの)
 - 連帯保証人の課税証明書(所得、扶養人数、控除内容のわかるもの。市町村長の発行したもの【原本】)
 - その他資金の種類により、資金の用途明細書、入学許可書の写し、事業計画書、収支計画書等
- 母(父、寡婦)が修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金を借る場合は、お子さんが連帯借受人(申請者と同様に返済義務を負う者)となります。児童本人が高校卒業以上の修学資金、修業資金、就職支度資金及び就学支度資金を借る場合は、母(父)を連帯保証人とします。また母(父)が親権者でない場合、親権者の同意書も必要です。
- ③に掲げた資金以外を借る場合、連帯保証人を立てれば無利子ですが、立てないと年率1%の利子がつきます。
- 川口市で調査・審査の上、貸付けを決定します。不承認となることもありますので、あらかじめご了承ください。また、貸付額は、必要経費及び貸付限度額の範囲内で償還可能な額となります。

貸付金の交付と償還

- 1 貸付けが決定したら、速やかに借用書を提出していただきます。
貸付金の交付は、借用書受理後となります。また、借受人の印鑑証明書が必要になります。連帯保証人がいる場合は、同様に連帯保証人の印鑑証明書も必要です。
- 2 貸付け後、必要に応じて就学状況、事業状況等の確認、調査を行います。
- 3 償還金（返済金）は、据置期間終了後、①月賦 ②半年賦 ③年賦 のいずれかの方法で、金融機関等に納入していただきます。
納入方法は、主に口座振替となります。口座振替が難しい場合は、納入通知書を金融機関等に持参しての現金納入となります。
なお、納期限を過ぎますと、年3%の割合で違約金が加算されます。
(平成27年3月31日までの滞納日数分は年10.75%、平成27年4月1日から令和2年3月31日までは年5%)

高等教育の修学支援新制度の実施に関する対応

- ※ 令和2年4月1日より「高等教育の修学支援新制度」が実施されたことに伴い、学費等の減免措置が受けられた場合は、厚生労働省からの指導により、減免分に相当する貸付金額を減額して交付する、又は、既に交付している貸付金については返還していただきます。

取扱金融機関

埼玉りそな銀行	みずほ銀行	三菱UFJ銀行	三井住友銀行
りそな銀行	群馬銀行	武蔵野銀行	八十二銀行
三井住友信託銀行	東和銀行	東京スター銀行	きらぼし銀行
大光銀行	埼玉縣信用金庫	川口信用金庫	青木信用金庫
東京東信用金庫	東京信用金庫	城北信用金庫	瀧野川信用金庫
巢鴨信用金庫	中央労働金庫	さいたま農業協同組合	あすか信用組合
足利銀行	ゆうちょ銀行		

相談先

子ども育成課 庶務係（月～金曜日 8時30分～17時15分）

※祝日、休日、年末年始を除く

〒332-8601 川口市青木2-1-1

電話048(271)9441